

千葉市国土強靱化地域計画策定推進会議幹事会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市国土強靱化地域計画策定推進会議設置要綱第7条の規定に基づき、千葉市国土強靱化地域計画策定推進会議（以下「会議」という。）の幹事会における組織及び同幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、委員会から指示された事項について検討及び調整を行う。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、総合政策局危機管理部長の職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、総合政策局危機管理部危機管理課長及び総合政策局危機管理部防災対策課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長等の任務)

第4条 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が欠けたとき、又は幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、総合政策局危機管理部危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

総合政策局政策企画課長	中央区地域振興課長
総務局総務課長	花見川区地域振興課長
財政局資金課長	稲毛区地域振興課長
市民局市民総務課長	若葉区地域振興課長
保健福祉局保健福祉総務課長	緑区地域振興課長
こども未来局こども企画課長	美浜区地域振興課長
環境局環境総務課長	消防局総務課長
経済農政局経済企画課長	水道局水道総務課長
都市局都市総務課長	病院局経営企画課長
建設局建設総務課長	教育委員会総務課長